

豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止に向けた提言

【ポイント】

- アフリカ豚熱にも備え、農場の更なる飼養衛生管理向上に対する財政支援の充実を図ること。
- 知事認定獣医師によるワクチン接種への財政支援の拡充、接種事故に対する補償制度の整備を図ること。
- 野生いのししにおける豚熱撲滅に向けた目標値・行程を明確化し、必要な予算を確保すること。
- アフリカ豚熱に備え、水際対策の強化・徹底を図るとともに、万一の侵入に備えた初動体制の整備を図ること。

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、令和元年に豚へのワクチン接種を開始してから、小康を保ってきたが、令和2年9月以降、ワクチン接種を実施した7県12農場で豚熱発生による殺処分が行われた。さらに野生いのししの感染は24都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取り組みが必要である。

また、より感染力が強くワクチンがないアフリカ豚熱がアジアや欧州で猛威を振るっており、今後、新型コロナウイルス感染症の収束に伴い海外との人・物の動きが活発となれば、国内侵入リスクが更に高まることが懸念される。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらす、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理の更なる向上

(1) 感染経路や発生原因の解明と一刻も早い豚熱の終息

豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、一刻も早く事態を終息させること。

(2) 飼養衛生管理を向上させるための財政支援の充実

アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算確保のもと、財政支援を実施すること。

(3) 家畜防疫員の専門性等の向上

家畜防疫員の専門知識や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び病性鑑定研修会等の受入機会の拡充を図ること。

2 ワクチン接種のあり方

(1) より適切なワクチン接種時期等の検討

ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチンの接種時期を検討のうえ、提示すること。

(2) 知事認定獣医師によるワクチン接種への財政支援

知事認定獣医師による飼養豚へのワクチン接種については、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることから、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜防疫員が行う家畜伝染病予防法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。

(3) 知事認定獣医師に関する補償制度の整備

知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡又は傷害を受けた豚について、家畜伝染病予防法第58条の手当金の交付対象とすること。手当金の交付対象とすることが困難な場合は、国の主導により共済制度等の補償制度を設けること。

(4) ワクチン接種に伴う種豚供給への影響の軽減対策

種豚供給県がワクチン接種対象地域となることに備え、ワクチン接種豚の移動制限による収入減額分を補填する制度を創設するなど、国において更なる対策を講じること。また、ワクチン未接種地域における種豚確保のため、種豚供給体制についても、早急に対策を講じること。

(5) 国産マーカーワクチンの早期開発・実用化

国産マーカーワクチンの早期開発・実用化を進め、現行（非マーカー）ワクチンからの移行へ取り組むこと。

3 野生いのしし対策

(1) 豚熱撲滅に向けた方針の策定

野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図

るための行程を示すこと。

(2) 国主体による経口ワクチンの広域的な重点散布の計画及び実施

野生いのしし感染の全国的な拡大や再発を防ぐための経口ワクチンの広域的な重点散布エリアの設定や散布の実施等について、国が主体的に取り組むこと。

(3) 豚熱撲滅に向けた関連予算の十分な確保

豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経口ワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど確実な確保を図ること。

(4) 経口ワクチン内製化の加速

使用素材を工夫するなど国内での散布に適した経口ワクチンの内製化に向けた取組みを加速するとともに、豚と同様にマーカーワクチンの開発を進めること。

(5) ジビエ利用に伴うPCR検査関連費用等への財政支援

野生いのししのジビエ利用にあたり、豚熱ウイルスの拡散防止の観点から必要となるPCR検査に必要な費用及び採材費用等について、国が十分な財政支援を行うこと。

4 産地への再生支援の充実

(1) 発生農家の経営再開に向けた支援の充実

発生農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、家畜防疫互助基金の農家掛け金の後年度にわたる平準化措置の導入、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、経営再建に向けた支援措置の充実を図ること。

(2) 養豚関連事業者への支援の充実

地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を図ること。

5 水際対策、アフリカ豚熱への備え

(1) 水際対策の一層の強化

アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとと

もに、地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みを確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

(2) アフリカ豚熱早期封じ込めのための対処方針の策定と必要資材の備蓄

アフリカ豚熱ウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合に備え、諸外国の封じ込め対策を参考にしながら、迅速な初動対応を可能とする対処方針を関係省庁連携のもと策定するとともに、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄を行うこと。

(3) アフリカ豚熱に係る予防的殺処分農家の再開支援

アフリカ豚熱発生により、予防的殺処分を実施した養豚農家の事業再開が円滑に進み、早期に経営が軌道に乗るよう支援策を充実すること。

(4) アフリカ豚熱の拡散防止に係る国民への周知

アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りの徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、国民への効果的な周知を図ること。

(5) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発

アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

6 人材確保対策の強化

(1) 獣医師の確保・育成への支援の充実

全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策の充実を図ること。

7 地方財政措置の充実

(1) 豚熱・アフリカ豚熱対策関連経費への地方財政措置

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

令和3年6月10日

全 国 知 事 会